

【日本食品標準成分表改定について】

日本食品標準成分表は、現在は2015年度版(七訂)ですが、同表の作成を担当する文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会では、本年12月に2020年度版(八訂)に改定する準備を進めていますので、ご案内いたします。今回の改定では、鶏卵についても対象となっており、栄養成分値が変更となる見込みです。

栄養強化卵といった栄養強調表示（増強した、〇%アップ、〇倍といった相対表示の場合）や食品表示基準の対象外の成分について成分量の多寡を強調して表示をする場合には、比較対象として「普通卵」のデータを表示することになっていますが、鶏卵公正競争規約では「普通卵」のデータは、最新の日本食品標準成分表に記載されている数値とすることとされていますので、今回の改定により、この普通卵の栄養値データが変わることになります。

栄養成分表示は、鶏卵の場合は任意表示(表示しなくてもよい)ですが、栄養成分を表示している場合は、今後ラベル等の表記を変更する必要性が出てくるのが考えられますので、今後の改定動向に十分ご注意くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、鶏卵公正競争規約・施行規則で、栄養表示に関しては次のように規定されています。(規約・施行規則から一部抜粋・要約)

1. 「栄養強化卵」とは、鶏卵の栄養成分の量を増加させる目的をもって鶏の飼料に栄養成分を加えること等により、可食部分（卵黄及び卵白をいう。）について、次のいずれかを満たす鶏卵をいう。ただし、定期的な成分分析により、栄養成分の量が検証されているものに限る。
 - (1) 食品表示基準別表第12に掲げる栄養成分については、100 g当たりの量が、通常鶏卵（栄養成分が増減されていない鶏卵をいう）の栄養成分の量に比べて、同表に定める強化された旨の表示の基準値以上増加されていること。
 - (2) 前項に規定された栄養成分のうち前号の基準によらない場合は、100 g当たりの量が、通常鶏卵の栄養成分（特定要素を含む。）の量に比べて、施行規則に定める量以上増加されていること。
2. 上記1に規定する通常鶏卵の栄養成分の量は、最新の日本食品標準成分表に記載されている数値とする。

上記1. (1)に規定する食品表示基準別表第12に定める強化された旨の表示の基準値は以下のとおりである。

栄養成分	増加量 (100g当たり)
たんぱく質	8.1g
食物繊維	3g
亜鉛	0.88mg
カリウム	280mg
カルシウム	68mg
鉄	0.68mg
銅	0.09mg
マグネシウム	32mg
ナイアシン	1.3mg
パントテン酸	0.48mg
ビオチン	5 μ g

栄養成分	増加量 (100g当たり)
ビタミンA	77 μ g
ビタミンB ₁	0.12mg
ビタミンB ₂	0.14mg
ビタミンB ₆	0.13mg
ビタミンB ₁₂	0.24 μ g
ビタミンC	10mg
ビタミンD	0.55 μ g
ビタミンE	0.63mg
ビタミンK	15 μ g
葉酸	24 μ g

上記1.(2)に規定する栄養成分(特定要素含む。)及びその増加量は、以下のとおりとし、通常の鶏卵の栄養成分の量は、最新の日本食品脂溶性成分表(文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告書)に記載されている数値とする。

栄養成分(特定要素含む)	増加量 (100g当たり)
ヨウ素	240 μ g
ドコサヘキサエン酸(DHA)	60mg
α -リノレン酸	22mg

3.

(1) 栄養成分等に関する事項

栄養成分等を表示する場合には、食品表示基準の定めるところによらなければならない。

(2) 鶏卵の栄養成分に関する量の多寡に関する事項

鶏卵の栄養成分に関する量の多寡(高、豊富、含む、たっぷり、ゼロ、低、減等)を表示する場合(栄養強化卵である旨を表示する場合を含む。)は、食品表示基準に従い表示しなければならない。

なお、食品表示基準の対象外の成分について、成分量の多寡を強調して表示する場合は、当該成分名及び成分量を明記するとともに、一般消費者が比較しやすいように通常の鶏卵の当該成分の量と対比して表示すること。

(3) 保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品又は栄養機能食品)に関する事項

特定保健用食品に関する表示については、食品表示基準及び健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第8条の規定に従い表示しなければならない。また、機能性表示食品及び栄養機能食品に係る表示については、食品表示基準に従い表示しなければならない。

以上のように、鶏卵公正競争規約では、栄養強化卵に関する表示についての具体的な定め

がありますが(※)、それ以外の栄養成分表示に関しては、食品表示基準等に従い表示することとなっていますので、充分ご注意ください。

※栄養強化卵の基準は、以下の食品表示基準の定める「強化された旨の表示基準」に準じています。

食品表示基準に定める栄養成分に関する量の多寡（高、豊富、含む、たっぷり等）を表示する場合の基準

食品表示基準 別表第12 【栄養成分の補給ができる旨の表示の基準値を定めるもの】

栄養成分	高い旨の表示の基準値	含む旨の表示の基準値	強化された旨の表示の基準値
	「高、多、豊富、たっぷり」等	「含有、入り、使用」等	「強化、増、〇%アップ、〇倍」等
	栄養成分の量が次の基準値以上であること	栄養成分の量が次の基準値以上であること	栄養成分の量の比較対象品との絶対差（増加量）が次の基準値以上であり、かつ*印の成分については比較対象品との相対差(増加割合)が25%以上であること
	食品100g当たり	食品100g当たり	食品100g当たり
たんぱく質*	16.2g	8.1g	8.1g
食物繊維*	6g	3g	3g
亜鉛	2.64mg	1.32mg	0.88mg
カリウム	840mg	420mg	280mg
カルシウム	204mg	102mg	68mg
鉄	2.04mg	1.02mg	0.68mg
銅	0.27mg	0.14mg	0.09mg
マグネシウム	96mg	48mg	32mg
ナイアシン	3.9mg	1.95mg	1.3mg
パントテン酸	1.44mg	0.72mg	0.48mg
ビオチン	15 μ g	7.5 μ g	5 μ g
ビタミンA	231 μ g	116 μ g	77 μ g
ビタミンB1	0.36mg	0.18mg	0.12mg
ビタミンB2	0.42mg	0.21mg	0.14mg
ビタミンB6	0.39mg	0.20mg	0.13mg
ビタミンB12	0.72 μ g	0.36 μ g	0.24 μ g
ビタミンC	30mg	15mg	10mg
ビタミンD	1.65 μ g	0.83 μ g	0.55 μ g
ビタミンE	1.89mg	0.95mg	0.63mg
ビタミンK	45 μ g	22.5 μ g	15 μ g
葉酸	72 μ g	36 μ g	24 μ g

(補足) 消費者庁HP「栄養成分表及び栄養強調表示とは」他より。

1. 高い旨及び含む旨の表示は絶対表示であり、必ずしも普通卵と対比する必要はない。
2. 強化された旨の表示は相対表示であり、比較対象(普通卵)を記載する必要がある。
3. 食品表示基準の対象外の栄養成分表示をする際は、一般消費者が比較しやすいように、普通卵の当該成分量を対比して表示する。(施行規則第3条2の(2))
4. 高い、低いに言及せずに栄養成分名のみを目立たせて表示するものについては、栄養強調表示の基準は適用されないものであるが、消費者に誤認を与えない表示とすること。
但し、容器包装に食品表示基準別表第9の第1項で定められている栄養成分を表示しようとするときは、栄養成分表示をしなければならない。
5. 栄養強調表示を行う際は、「合理的な推定による表示値」の表示はできない。